

低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金 【5万円】のご案内

市では、物価高による厳しい状況にある子育て世帯を支援するため、低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金を給付しています。

給付要件確認書の提出をお忘れではありませんか？

非課税世帯分については令和6年1月29日に、均等割のみ課税世帯分については令和6年2月28日に「低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金給付要件確認書」を送付しました。まだ提出されていない方は、お忘れなくご提出ください。ご不明な点がございましたら、問合先までご連絡ください。

申請が必要な場合があります

下記に該当する場合は申請書により手続きが必要です。

申請書及び添付書類を子ども福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は子ども福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

- ①世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合
- ②令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた児童
- ③別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)

【添付書類】

- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)
- 振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度の住民税の課税(非課税)証明書(①に該当する方のみ)
- 児童の属する世帯全員が記載された住民票(世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの)(②及び③に該当し、市外に住民票がある方のみ)

本給付金の概要

給付対象世帯:「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金【7万円】」または「住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金【10万円】」を受給する世帯のうち、平成17年4月2日生まれ以降の児童を扶養している世帯

給付額:児童1人あたり5万円(1回限り)

給付時期:手続きが完了してから4週間程度

申請期限:5月31日(金)まで(当日消印有効)

問合先:物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120・313・317

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応) 障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は時間外窓口につながります)

※FAX番号 443・2571(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp